

「横浜市立脳血管医療センター医事業務委託」受託候補者選定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 横浜市病院経営局による、「横浜市立脳血管医療センター医事業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により選定しようとする場合の手続き等については、横浜市病院経営局委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下、「取扱要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(プロポーザル参加条件)

第2条 プロポーザルに参加を申込みできる者は、単独事業者とし、参加条件は、次のとおりとする。

- (1) 横浜市病院経営局契約規程（平成17年3月病院経営局規程第32号）第3条第1項に掲げるものでないこと及び同条第2項の規定に定めた資格を有すること。
- (2) 平成25・26年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿に「事務・業務の委託」の「細目：医事業務」について登録が認められている者であること。かつ、平成27・28年度横浜市一般競争入札参加資格の審査申請をしている者であること。
- (3) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者特定の日までのいずれかの日においても、横浜市病院経営局一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成26年4月時点において、病床数が300床以上の病院での医事業務に関する受託の実績を有し、かつ、当該実績を証明できる契約書及び仕様書の写しを提出することができる者であること。

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、書式などは別に定める。

- (1) 業務実績
 - (2) 当該業務の実施方針
 - (3) 当該業務に関する具体的な提案
 - (4) その他当該業務に必要な事項
- 2 このほか提案書作成に係る詳細な内容については、「横浜市立脳血管医療センター医事業務委託」提案書作成要領に定める。

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする、

- (1) 受託業務実績
 - (2) 業務の実施方針
 - (3) 業務の実施内容
 - (4) 業務執行の組織・体制（人材確保、教育研修等）
 - (5) 業務提案（診療報酬請求業務、患者サービス向上、病院経営、その他）
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者によるヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 選定、非選定に関わらず、各提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

5 このほかプロポーザルの評価にあたっての詳細は、提案書評価基準に定める。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) 提案者に対するヒアリング

2 評価委員会の構成は、以下のとおりとする。

委員長 脳血管医療センター管理部長
副委員長 脳血管医療センター副病院長
委員 脳血管医療センター総務課長
委員 脳血管医療センター看護部副看護部長
委員 脳血管医療センター医事課長

3 委員長に事故等があるとき又は欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。

5 委員長は、評価結果を脳血管医療センター第一入札参加資格審査・業者選定委員会に報告するものとする。

(参加資格確認結果の通知)

第6条 参加意向申出者に対し、参加資格の確認の結果を参加資格確認結果通知書(様式2)により通知するものとする。

2 参加資格が認められなかった旨の通知を受けた参加意向申出者は、書面によりその理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

3 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(評価結果の通知)

第7条 受託候補者として特定された者及び特定されなかった者に結果通知書(様式7)により通知するものとする。

2 特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により選定されなかった旨の理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

3 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

附 則

この要領は、平成26年10月20日から施行する。